

ホットライン運用ガイドライン新旧対照表

新	旧（平成30年1月22日十四訂）
<p>第1 本ガイドラインの目的</p> <p>1 ホットラインセンターについて</p> <p>(1) ホットラインセンター設置の背景（略）</p> <p>(2) 運用変更に係る経緯ア及びイ（略）</p> <p>ウ <u>重要犯罪密接関連情報³の追加</u></p> <p><u>令和4年7月、銃器様の物による元総理大臣の殺害という重大事案が発生し、個人の生命・身体に危害を加えるおそれが高い重要犯罪と密接に関連する有害情報（以下「重要犯罪密接関連情報」という。）への対策強化が求められたことから、重要犯罪密接関連情報について、国の委託の範囲とすることとした。</u></p> <p>³ 重要犯罪密接関連情報とは、インターネット上に流通することによって、個人の生命・身体に危害を加えるおそれが高い重要犯罪（殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいう。）又は重要犯罪に発展する危険性がある犯罪と密接に関連しているものをいう。</p> <p>(3) ホットラインセンターにおける対応（役割）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する対応依頼</p> <p><u>違法情報のうち一定の範囲の情報について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して送信防止措置等の対応を依頼する。</u></p> <p><u>また、重要犯罪密接関連情報及び自殺誘引等情報（以下「対象有害情報」という。）について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。</u></p> <p>2 本ガイドラインの目的</p> <p>本ガイドラインは、ホットラインセンターがインターネット利用者から受け付けた違法情報及び対象有害情報に対して行う対応のうち、前記1(3)イに記載する「プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する対応依頼」に関し、対象とする情報の範囲、違法情報及び対象有害情報該当性等の判断に関する基準、送信防止措置等の依頼手続等について整理し、運用の指針とすることを目的とする。</p>	<p>第1 本ガイドラインの目的</p> <p>1 ホットラインセンターについて</p> <p>(1) ホットラインセンター設置の背景（略）</p> <p>(2) 運用変更に係る経緯ア及びイ（略）</p> <p>(3) ホットラインセンターにおける対応（役割）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する対応依頼</p> <p>違法情報のうち一定の範囲の情報について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して送信防止措置等の対応を依頼する。</p> <p>2 本ガイドラインの目的</p> <p>本ガイドラインは、ホットラインセンターがインターネット利用者から受け付けた違法情報に対して行う対応のうち、前記1(3)イに記載する「プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する対応依頼」に関し、対象とする情報の範囲、違法情報該当性等の判断に関する基準、送信防止措置等の依頼手続等について整理し、運用の指針とすることを目的とする。</p>
<p>第2 ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する依頼</p> <p>1 違法情報に関する対応依頼（略）</p> <hr/> <p>2 対象有害情報に関する対応依頼</p> <p>対象有害情報であるとホットラインセンターにおいて判断した情報については、法令に違反するものではないことから、対象有害情報が掲載されている</p>	<p>第2 ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する依頼</p> <p>1 違法情報に関する対応依頼（略）</p> <hr/> <p>2 自殺誘引等情報に関する対応依頼</p> <p>自殺誘引等情報であるとホットラインセンターにおいて判断した情報については、法令に違反するものではないことから、対象情報が掲載されている</p>

<p>電気通信設備を管理しているウェブサイト等の管理者及びプロバイダに対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。依頼に際しては、「違法情報に関する送信防止措置等依頼」と区別するため、異なる書式を用いるものとする。</p>	<p>気通信設備を管理しているウェブサイト等の管理者及びプロバイダに対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。依頼に際しては、「違法情報に関する送信防止措置等依頼」と区別するため、異なる書式を用いるものとする。</p>
<p>3 依頼の相手方の範囲 ホットラインセンターから違法情報に関する対応を依頼する相手方は、原則として日本国内のプロバイダ及びウェブサイト等の管理者とする。 <u>対象有害情報</u>に関する対応を依頼する相手方は、日本国内のプロバイダ等に限らない。</p>	<p>3 依頼の相手方の範囲 ホットラインセンターから違法情報に関する対応を依頼する相手方は、原則として日本国内のプロバイダ及びウェブサイト等の管理者とする。 <u>自殺誘引等情報</u>に関する対応を依頼する相手方は、日本国内のプロバイダ等に限らない。</p>
<p>4 用語の説明 ①～⑥ (略) ⑦ 対象有害情報 重要犯罪密接関連情報及び自殺誘引等情報をいう。</p>	<p>4 用語の説明 ①から⑥ (略)</p>
<p>第3 プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼 (略)</p>	<p>第3 プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼 (略)</p>
<p>第4 プロバイダ及びウェブサイト管理者等に対する<u>対象有害情報</u>に関する対応依頼 1 総論 (1) 依頼内容 <u>対象有害情報</u>であるとホットラインセンターにおいて判断した情報について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する。</p>	<p>第4 プロバイダ及びウェブサイト管理者等に対する<u>自殺誘引等情報</u>に関する対応依頼 1 総論 (1) 依頼内容 <u>自殺誘引等情報</u>であるとホットラインセンターにおいて判断した情報について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する。</p>
<p>(2) <u>対象有害情報</u>に関する対応依頼の位置付け ホットラインセンターから、<u>対象有害情報</u>に関する対応依頼を受けたプロバイダ及びウェブサイト等の管理者は、ホットラインセンターにおいて「<u>対象有害情報</u>に該当する」と判断されたことを参考にして、自らの対応を決定することとなる。 したがって、ホットラインセンターにおける「<u>対象有害情報</u>に該当するか否か」の判断は、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者の判断の参考となるよう適切に行われる必要がある。</p>	<p>(2) <u>自殺誘引等情報</u>に関する対応依頼の位置付け ホットラインセンターから、<u>自殺誘引等情報</u>に関する対応依頼を受けたプロバイダ及びウェブサイト等の管理者は、ホットラインセンターにおいて「<u>自殺誘引等情報</u>に該当する」と判断されたことを参考にして、自らの対応を決定することとなる。 したがって、ホットラインセンターにおける「<u>他者の自殺を助長するような情報</u>に該当するか否か」の判断は、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者の判断の参考となるよう適切に行われる必要がある。</p>
<p>(3) 適切な判断の確保 ホットラインセンターにおける「<u>対象有害情報</u>であるか否かの判断」が適切に行われているといえるためには、対象とする「<u>対象有害情報</u>」の範囲について、インターネット利用者を含む関係者の意見を聴いた上で決定されていることが重要である。</p>	<p>(3) 適切な判断の確保 ホットラインセンターにおける「<u>自殺誘引等情報</u>であるか否かの判断」が適切に行われているといえるためには、対象とする「<u>自殺誘引等情報</u>」の範囲について、インターネット利用者を含む関係者の意見を聴いた上で決定されていることが重要である。また、<u>自殺誘引等情報</u>か否かの判断が、一定の判断基準に基づいて適切な手続により行われること、及び、これらの判断基準、手続等について、インターネット利用者を含む関係者の意見を聴いた上で決定されていることが重要である。</p>

2 対象有害情報の範囲

ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブ
サイト等の管理者に対し、それぞれの利用者との間
の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依
頼する「対象有害情報」の範囲については、ホット
ラインセンターにおいて適切かつ円滑に、対象有害
情報であるか否かを判断することができるものを対
象とすることが適当である。

そこで、近年、インターネット上における情報の
流通を契機として現実の社会において違法行為が発
生した事例等を踏まえ、表現の自由等と公共の福祉
とのバランスに配慮し、ホットラインセンターにお
いて取扱う対象有害情報については、インターネット
上における公共の安全と秩序の維持及び人命保護
の観点から、次の①及び②のような、個人の生命・
身体に危害を加え、違法行為を引き起こすおそれ
がある情報や自殺へ積極的に加担したり、自殺願望
を持つ人の生命に危害を加えることとなるような情
報を対象とすることが適当であり、ホットラインセン
ターが送信防止措置等の要請を行うこともやむを得
ない。

① 重要犯罪密接関連情報

② 自殺誘引等情報

3 対象有害情報であるか否かの判断基準

① 重要犯罪密接関連情報

対象有害情報のうち、重要犯罪密接関連情報とし
ては、次のものが挙げられる。

なお、判断の際には、対象有害情報が掲載されてい
るウェブサイト等の目的等の全体構成や周辺の情報等
を踏まえた上で、慎重に判断するものとする。

ア 拳銃等の譲渡等

次の（ア）及び（イ）を満たす場合には、拳銃等
の譲渡等を直接的かつ明示的に誘引等するものとし
て、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、型式、性能、対価、支
払方法、引渡方法等の情報を考慮するものとする。

2 自殺誘引等情報の範囲

ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブ
サイト等の管理者に対して契約や利用に関する取決
め等に基づく対応等を依頼する「自殺誘引等情報」
の範囲については、ホットラインセンターにおいて
適切かつ円滑に、自殺を誘引等するような情報であ
るか否かを判断することができるものを対象とする
ことが適当である。

他者の自殺に関与し、または自殺を請け負うなどの
行為は、同意殺人（承諾殺人・嘱託殺人）に該当する
ものであり、他者の生命に危害を加えるものである。
集団自殺等の他者を巻き込む自殺の勧誘・誘引の場合
も実行に至ったときには、自己も自殺を試みるという
点で差異があるものの、他者の生命に対して危害を加
える行為である。人命保護の重要性に鑑みれば、自殺
へ積極的に加担したり、自殺願望を持つ人の生命に危
害を加えることとなるような情報については、ホット
ラインセンターが送信防止措置等の要請を行うことも
やむをえない。

なお、「死にたい」「自殺したい」等の自己の自殺願望
のみに関する情報や、自殺方法の教示等の情報は、他
者の生命への危害に直接つながるとはいえないため、
ホットラインセンターにおいて対象とする他者の自殺
を助長するような情報の範囲には含めない。

3 自殺誘引等情報であるか否かの判断基準

自殺誘引等情報としては、次のようなものが挙げられ
る。

なお、判断の際には、情報が掲載されているウェブサ
イト等の目的等の全体構成や周辺の情報等を踏まえた
上で、真に他者の自殺を助長するような危険性がある
情報か否かを慎重に判断するものとする。

- (ア)「拳銃」「チャカ」等の拳銃等を意味する表現が記載され、又は外見上拳銃等であることがうかがわれる物の画像等が掲載されていること
- (イ)「売ります」、「買います」等の譲渡等の誘引等を意味する表現が記載されていること

イ 爆発物・銃砲等の製造

爆発物・銃砲等の製造方法が正確かつ詳細に記載されている場合、又はウェブサイト上の他の記載から爆発物・銃砲等の製造が可能な設計図情報が掲載されていることが強く疑われる場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等（性能、使用目的等）から、爆発物又は銃砲等の不正な製造を直接的かつ明示的に助長等していると認められるときは、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

ウ 殺人等

次の（ア）及び（イ）を満たす場合には、殺人、強盗、強制性交等、放火、誘拐、傷害、逮捕・監禁、脅迫（以下「殺人等」という。）を直接的かつ明示的に請負等するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

ただし、他人に依頼する方法によって、殺人等を請負等する場合は、名前、住所、電話番号等により対象が特定されていることを要する。

なお、当該判断の際には、対価、支払方法等の情報を考慮するものとする。

- (ア)「人を殺す」、「強奪する」、「レイプする」、「火をつける」、「拉致する」、「怪我をさせる」、等の殺人、強盗、強制性交等、誘拐、傷害等を意味する表現が記載されていること
- (イ)「引き受ける」、「依頼する」、「一緒にしませんか」等の請負等を意味する表現が記載されていること

エ 臓器売買

次の（ア）及び（イ）を満たす場合には、臓器売買を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、対価、対象物、支払方法、取引方法等の情報を考慮するものとする。

- (ア)「臓器」、「腎臓」等の臓器を意味する表現が記載されていること
- (イ)「売ります」、「買います」等の売買の誘引等を意味する表現が記載されていること

オ 人身売買

次の（ア）から（ウ）までを満たす場合には、人身売買を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、対象者の年齢や精神状態、対価、内容、引渡方法等により支配状況の有無を考慮するものとする。

- (ア)「女」、「男」等の人を意味する表現が記載されていること
- (イ)「家出少女」、「トラブルの引取で」、「借金のカタで」等の事実上の支配下に置かれていることがうかがわれる表現が記載されていること
- (ウ)「売ります」、「買います」等の売買の誘引等を意味する表現が記載されていること

カ 硫化水素ガスの製造

硫化水素ガスの製造行為自体は現行法で禁止されていないが、硫化水素ガスを製造した場合、自己以外の第三者が当該ガスを吸引し、身体を健康を害し、最悪の場合命を失う結果を多数招来していることから、硫化水素ガスの製造方法を教示し、その製造を誘引する情報は、傷害という違法行為を引き起こす危険性が極めて高い。

したがって、次の（ア）及び（イ）を満たす場合には、硫化水素ガスの製造を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

ただし、化学式等の記述のみであるなど学術目的であると判断されるもの、工業的製法など一般には実現困難と判断されるものは該当しない。

なお、当該判断の際には、製造や自殺へ誘う文言、使用例、サイト名、写真等の情報を考慮するものとする。

（ア）硫化水素ガスの製造方法を意味する表現が記載されていること

（イ）「（確実に死ねますから、）是非実行しましょう」、「このようにして作って使えば簡単に死ねます」等の製造の誘引等を意味する表現が記載されていること

キ ストーカー行為等

次の（ア）から（ウ）までを満たす場合には、ストーカー行為等の規制等に関する法律のつきまとい等若しくは位置情報無承諾取得等によって不安を覚えさせる行為又はストーカー行為を直接的かつ明示的に請負等するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

ただし、他人に依頼する方法によって、ストーカー行為等を誘引等する場合は、名前、住所、電話番号等により対象が特定されていることを要する。

なお、判断の際には、内容、連絡方法、対価、支払方法等の情報を考慮するものとする。

（ア）「男女間等とのトラブル」、「浮気」、「離婚」等の恋愛感情等のもつれを意味する表現が記載されていること

（イ）「電話を何度もかける」、「メールを何通も送りつける」、「監視する」、「卑猥な写真を送る」等のつきまとい等又は「GPSを取り付ける」等の位置情報無承諾取得等によって不安を覚えさせる行為を意味する表現が記載されていること

（ウ）「引き受ける」、「依頼する」、「一緒にしませんか」、「～してあげて」等の請負等を意味する表現が記載されていること

② 自殺誘引等情報

対象有害情報のうち、自殺等誘引情報としては、次のものが挙げられる。

なお、自殺誘引等情報として判断する際には、情報が掲載されているウェブサイト等の目的等の全体構成や周辺の情報等を踏まえた上で、真に他者の自殺を助長するような危険性がある情報か否かを慎重に判断するものとする。

また、「死にたい」、「自殺したい」等の自己の自殺願望のみに関する情報や、自殺方法の教示等の情

<p>報は、他者の生命への危害に直接つながるとはいえないため、ホットラインセンターにおいて対象とする他者の自殺を助長するような情報の範囲には含まれない。</p>	
<p>ア 自殺関与 不特定多数の者、又は、「死にたい」、「自殺したい」等と自殺をほのめかしている者に対し、自殺の実行を「手伝う」、「請け負う」等の表現が記載されていること</p>	<p>① 自殺関与 不特定多数の者、又は、「死にたい」「自殺したい」等と自殺を仄めかしている者に対し、自殺の実行を「手伝う」「請け負う」等の表現が記載されていること</p>
<p>イ 自殺の誘引・勧誘（集団自殺の呼び掛け等） 「一緒に死にませんか」、「本気で自殺したい人を募集しています」等、自己のみならず他者の生命に対して危害を加えることを含むような、他者の自殺を誘引・勧誘する表現が記載されていること</p>	<p>② 自殺の誘引・勧誘（集団自殺の呼びかけ等） 「一緒に死にませんか」、「本気で自殺したい人を募集しています」等、自己のみならず他者の生命に対して危害を加えることを含むような、他者の自殺を誘引・勧誘する表現が記載されていること</p>
<p>4 対象有害情報であるか否かの判断手続 ホットラインセンターにおいては、通報を受けた場合には、当該情報に関するURL等を確認した上で、<u>対象有害情報であるか否かの判断を行う。</u> プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して対応を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う（ダブルチェック方式）。 また、<u>対象有害情報であるか否かの判断が難しい場合には、法律家や専門家に相談した上で判断する。</u> なお、判断に関する記録を作成し、一定期間保存するものとする。</p>	<p>4 <u>自殺誘引等情報であるか否かの判断手続</u> ホットラインセンターにおいては、通報を受けた場合には、当該情報に関するURL等を確認した上で、<u>自殺誘引等情報であるか否かの判断を行う。</u> その際、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して対応を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う（ダブルチェック方式）。 また、<u>自殺誘引等情報であるか否かの判断が難しい場合には、法律家や専門家に相談した上で判断する。</u> なお、判断に関する記録を作成し、一定期間保存するものとする。</p>
<p>5 対応の依頼手続 (1) 依頼の相手方 （略） (2) 依頼方法 （略） (3) 依頼文書の内容 対象有害情報について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者と利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。 具体的な記載内容は以下のとおりである。 ア 対象有害情報の特定 URL等情報の所在を特定する情報及び具体的な書き込みの内容の記載、その他の方法により対象有害情報が特定されていること イ 対象有害情報に該当するか否かの判断 ホットラインセンターにおいて、「対象有害情報に該当する」と判断したことに関し、①分類の種別及び②対象情報の流通が当該分類に当てはまると判断した理由が示されていること (4) 書式 別添参考書式2及び書式3を参照</p>	<p>5 対応の依頼手続 (1) 依頼の相手方 （略） (2) 依頼方法 （略） (3) 依頼文書の内容 対象情報について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者と利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。 具体的な記載内容は以下のとおりである。 ア 対象情報の特定 （略） イ 自殺誘引等情報に該当するか否かの判断 ホットラインセンターにおいて、「自殺誘引情報に該当する」と判断したことに関し、①分類の種別及び②対象情報の流通が当該分類に当てはまると判断した理由が示されていること (4) 書式 別添参考書式2を参照</p>
<p>第5 本ガイドラインの見直し等 (1)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>令和4年度 改訂の概要</u> ・ <u>重要犯罪密接関連情報に対する対策の強化が求められたことから、重要犯罪密接関連情報に係る部分をガイドラインに追加した。</u></p>	<p>第5 本ガイドラインの見直し等 (1)～(12) (略)</p>